

「地域を支える建設業」検討会議 第56回全体会議 概要

1 日 時

令和7年12月16日（火） 10時00分～12時00分

2 場 所

県庁 西庁舎 111号会議室

3 出席者

一般社団法人長野県建設業協会（以下、「協会」。）

東日本建設業保証株式会社

長野県（建設部、農政部、林務部、会計局、企業局）（以下、「県」。）

4 あいさつ

重野建設部次長（長野県）

木下会長（一般社団法人長野県建設業協会）

5 議 事

（1）県からの報告事項等（県から説明）

- ① 受注希望型競争入札の実施状況について
- ② 入札参加資格審査共通化・デジタル化に係る検討
- ③ 建設産業の次世代を担う人材確保・育成の取組について
- ④ 外国人材の雇用実態等に関するアンケートについて
- ⑤ 安全管理（クマ対策）について
- ⑥ 労務費に関する基準の実施について
- ⑦ 建設工事標準請負契約約款の実施について

県資料1

県資料2

県資料3

県資料4

県資料5

県資料6

県資料7

【報告事項についての意見】

資料5 安全管理（クマ対策）について

（協会）工事契約中であっても、熊対策費用を安全費に積み上げるための設計変更は可能でしょうか。

（県）契約後であっても、受注者と発注者間で協議の上、熊対策費用の変更は可能としています。

資料6 労務費に関する基準の実施について

(協会) 入札時に添付する内訳書に、労務費の集計表を添付する義務が生じるということで話を聞いていますが、膨大な労力が必要となります。12月12日以降の公告案件について、直ちに義務が課されるのか、それとも落札候補者に契約時に提出を求めるといった方法とするなどの移行期間を設けるのか教えてください。

(県) 12日の公告案件から、入札書の入札内訳書に労務費や材料費などを追記して提出していただく運用を始めたところです。ただし、確認するタイミングは落札候補者になった段階です。

(協会) 発注では市場単価や施工パッケージで積算されている歩掛もあります。その場合、資機材と労務費の分解が出来ないのですが、それでも労務費などを全て拾い出して集計する必要があるのでしょうか。また、発注者側でそれが正確に確認できるのでしょうか。

(県) 積算体系とは別に集計・提出していただくことになります。ただし、ご指摘のとおり発注者側では市場単価やパッケージになっている歩掛は分解ができないため、確認手段に乏しいのが実情です。当面は積算システムで集計できるものより提出いただいた資料の金額が上回っていることを確認する形をとらせていただきます。今回、労務費が適正でないという理由で失格とする扱いではなく、極端な乖離が発生する金額がないかを確認し、直接工事費までが100%で確保できていればある程度担保されているという認識で審査を行います。内訳書が提出されていないなどの不備がある場合や、完全に計上されていないものについては無効（失格）の扱いとなり得ることもありますが、建退共購入も会社でまとめて購入済であったり、中退共で支払っているなど、会社によって対応が異なっていたりする部分もあり、細かいところで審査が難しいところがあることも懸念されるため、審査内容や方法について現地機関への周知・指導も含めながら慎重に定着を図っていく予定です。

(2) 協会からの要望事項（建設業協会資料 No. 1）

1 災害に強い安全・安心な県づくりと地域経済の活性化、社会資本整備を推進するための公共投資について

[協会]	今年度の県の公共事業費は、当初予算と昨年度の補正予算を合せて、前年度より 8 % の増額をしていただきました。また、9 月補正予算につきましては、補助、県単の公共事業費を合せ 53 億円余を計上していただきました。改めて御礼を申し上げます。 しかしながら、地域建設業を取り巻く状況は、公共建設投資の横ばいが続き、資機材価格の高騰や人件費が上昇し、実質投資額が減少している中で、厳しさを増しております。地域の安全・安心を担い、その社会的使命を果たし、公共工事の品質を確保していくためには、公共事業の実質事業量の増額確保と、将来に向けた経営の見通しが立つ長期的な事業計画が必要不可欠です。 つきましては、第一次国土強靱化実施中期計画に基づき、県土の強靱化対策を強力かつ計画的に推進できるよう、令和 7 年度補正予算を含め、令和 8 年度予算において、今年度を大きく上回る公共事業費が確保されるよう要望します。
[県]	近年における激甚化・頻発化する自然災害や、能登半島地震による被害、八潮市における道路陥没事故等も踏まえ、県の令和 8 年度予算編成方針に置きましても、社会インフラについては、防災・減災事業に重点を置くこととしており、そのための予算・財源の確保が大変重要です。 本年度は 6 月 2 日および 11 月 18 日に知事を先頭とし、国土強靱化実施中期計画の関係予算について、「予算編成過程で資材価格の高騰等の影響を適切に反映し、通常の公共事業予算とは別枠で必要な予算を確保すること」などを、国に対して強く求めてきているところです。 なお、国土強靱化実施中期計画予算につきましては、国の経済対策の一環で今回の補正予算案に計上されており、これを有効に活用し、県土の強靱化を強力かつ計画的に進めてまいります。

2 建設産業の人材確保について

[協会]	国内の建設産業の就業者は、他の産業と比較して高齢化が顕著に進行していることに加え、新規就業者の確保や、既存就業者の退職防止は厳しい状況にあり、今後、建設産業の就業者不足は大きく変化することは期待できない状況にあります。 長野県内においても近い将来、建設就業者不足により社会資本整備や維持管理、災害対応、そして除融雪など、県民の生活を支える各種事業が円滑かつ迅速に実施できなくなることが懸念されております。 このような状況のもと、長野県では様々な建設産業の就労促進に関する取り組みを進めて頂いていることに感謝を申し上げますと共に、今後とも長野県と連携し、「地域の守り手」として建設産業の人材確保を推進するため下記の事項について要望します。 (1) 少子高齢化による人口減少対策に資する県内移住者の促進と建設業への入職、外国人労働者の受け入れにつきまして、県が関与する仕組みを検討するなど、特段のご理解と更なる積極的なお取組を要望します。 (2) 長野県の発展や県土づくりに貢献したいという、夢や希望を持てる学び舎の場の確保や、建設業の担い手確保・育成に向けて、今後とも長野県教育委員会・建設部との意見交換会の開催と、建設技術学園の復活、建設大学の設立につきまして要望します。 また、昨年度に実施して、その効果が期待できる高等学校初任者教員への研修が継続的に実施できるよう、ご支援をお願いします。 (3) 前回、要望いたしました「除融雪業務に関する実態調査」に基づく、除融雪業務の諸課題解決に向けた検討会議を道路管理者である県が立上げることについて、ご検討を進めていただいております。感謝申し上げます。 引き続き、この課題解決に向けた取組が進むよう県の積極的な取り組みをお願いします。
[県]	(1) 県内への移住の促進ならびに建設産業への就業については、東京で7月12日(土)に実施された「信州で暮らす働くフェア」に貴協会の皆様と出展し、多くの女性に関心を持っていただいたところです。また、11月22日(土)には首都圏在住で長野県への移住を希望する女性を対象とした座談会を銀座 NAGANO で開催しました。当日は女性部会のご協力をいただき、長野県での生活や建設業の働き方などをPRしていただきました。信州未来共創戦略では、「信州の強みを生かした移住・関係人口の増加」が柱の一つになっており、これらの取組を継続してまいりたいと考えております。 外国人労働者の受け入れにつきましては、今年10月、貴協会員を対象に雇用実態等を把握するためのアンケートを実施させていただきました。短期間の調査にもかかわらず、130件のご回答をいただき、ありがとうございます。

	ございました。結果の中では、外国人受け入れに関する制度の周知や日本語コミュニケーション能力についての課題が特に多く挙げられておりました。今後、外国人材を雇用されている会員の皆様へ実態のヒアリングを行い、県で進める全庁的な人材確保プロジェクトの中で他の分野とも情報を共有しながら、必要な対応を検討してまいります。 (2) 今年度は、建設業協会と県教育委員会、建設部による「学びの場の確保に係る意見交換会」を9月22日(月)に開催し、キャリア教育や就業促進につながる取組について横展開を図り、今後の発展に向けた意見交換をいたしました。その中では、地域の建設産業を正しく理解してもらうため、進路指導担当をはじめとする教員へのアプローチが必要とのご意見をいただいております。このことを踏まえ、先日、実務者レベルで今後の対応について打合せを行っており、ご要望いただいている高等学校初任者教員への研修についても、来年度は実現できるよう、校長会などで積極的にアピールしてまいります。 また、建設産業の就業に繋がるような学びの機会を充実していくことも重要と認識しており、そのためには建設系学科高校の充実のみならず、普通科高校や建設系以外の大学・専門学校を卒業した人材への取組も進めています。今年度は、普通科高校を対象に7月11日(金)に諏訪実業高校、11月5日(水)に須坂東高校にて、貴協会のご協力のもと、「総合的な探求の時間」を活用し、防災学習と合わせて建設産業の魅力や役割を伝えてまいりました。 今後も貴協会の皆様と連携・協働し、様々な工夫をしてこれらの取組を拡大してまいります。 (3) 県としましても、今後の除融雪業務について様々な課題があると認識しています。ご提案いただきました除融雪業務における検討会議は、先日の維持管理・危機管理分科会において設立の了承をいただいたところです。今日この場の全体会議の場での了承を以って年明けに「長野県道路除融雪検討会(仮称)」を設立し、第1回目の会議が開催できるよう準備を進めていきます。 今回立ち上げる検討会を中心に、引き続き課題解決に取り組んでまいりたいと考えています。
【協会】	以前ハローワーク職員を対象とした研修会を実施した際、女性が働いていることや、現場事務所にパソコンやエアコンなどが設置されているという点で、想像していたイメージと違っていたという意見を多数いただいています。建設業が昔と比べて大きく変わっていることを理解してもらうた

	め、このような研修の機会を増やし、ハローワークの職員が求職者に対して積極的に建設業の求人を案内できるよう、働きかけを広げていきたいと思っておりますのでご協力をお願いします。
【県】	長野労働局とは年に何回か打ち合わせを行っているので、いただいた意見については、その場で話をして情報共有してまいります。

3 働き方改革への取り組みについて

[協会]	建設業においては、昨年4月から建設業の働き方改革の取組として「時間外労働の上限規制」が適用されました。働き方改革につきましては、規制の遵守に向けて当協会や会員でも様々な取組を進めてまいりましたが、長野県をはじめ公共機関や民間発注者のご理解と連携・協力が不可欠であります。 つきましては、その実現に向けて下記の事項について要望します。 (1) 県発注工事につきましては、「週単位の週休2日(土日)」が標準となり、週休2日の取組が進んでいます。しかしながら、建設現場においては、酷暑、積雪への対応や、効率的な工程を組み、生産性を上げるためにも、柔軟な働き方が求められております。「時間外労働の上限規制」の適用から一年半が経過し様々な課題も生じておりますので、制度上の課題への対応について連携し検討できるようお願いします。 (2) 時間外労働の上限規制の遵守と週休2日制の実施に対応するため、また、受注者の労働時間を削減するため、次の事項を要望します。 ① 週休2日制に伴う労働者の減収防止と補正係数の見直し ② 工事書類の更なる簡素化と書式の標準化・統一化 ③ 設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化 ④ 市町村や民間発注機関に対し、適正な工期設定や補正係数の適用と引き上げを積極的に働きかけること
[県]	(1) 今年10月からは県の発注する工事については、原則「週単位の週休2日(土日)」としたところです。 様々な課題が生じているということですので、課題解決にむけ、「技術力の確保・向上分科会」で検討を行ってまいります。 (2) ① 建設業の働き方改革においては、長時間労働の是正を図り、生産性向上によって適正な賃金水準を確保することを目指しています。週休2日制の取組は着実に浸透しており、県としてもその推進を継続してまいります。 今後は、補正係数による対応ではなく、設計労務単価自体の引き上げを通じて、技能労働者の処遇改善を図ることを目指しておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。 (2) ②③ 工事書類の簡素化については、「工事書類簡素化ガイドライン」において、令和6年4月に、簡素化率3割に及ぶ大幅な改定を行いました。また、令和7年4月にも改定を行い、関東地方整備局との調整を経て、国土交通

	省様式との統一化を図るとともに、皆様にご協力いただいた令和6年の大幅改定に対する意見聴取の結果を基に、より簡素化につながるように一部取り扱いの見直しを行ったところです。 また、工事書類の電子化については、長野県電子納品保管管理システム(NESiS：ネシス)によるオンライン電子納品の運用を令和7年度から開始したところです。 県としましては、皆様のご協力もあって、工事書類の簡素化・統一化・電子化に係る取組は、一定推進したと認識しています。一方で、大幅な制度の変更に伴い、受発注者双方の負担が大きくならないよう、皆様のご意見を参考にしながら、よりわかりやすい制度の周知に努めてまいりますので、具体事案等ありましたら情報提供をお願いいたします。 設計変更においては、設計変更ガイドラインに基づき、引き続き適切に対応してまいります。 (2) ④ 県では、国、県及び県内市町村で構成される「長野県発注者協議会」を毎年度開催し、公共工事の品質確保の促進や働き方改革に向けた取り組み等について意見交換を行うとともに、発注者間の連携及び協力体制の強化を図っているところです。 今後も県内の週休2日工事、適正な工期設定と補正計上が進むよう、市町村等に対して周知するとともに助言と情報提供に努めてまいります。
--	--

4 小規模維持補修工事に関する民間委託の更なる活用について

[協会]	要望してまいりました、小規模補修工事の上限額について、400万円まで引き上げていただいたことに感謝申し上げます。 しかしながら、道路や河川の維持・補修につきまして、現地機関技術職員の仕事が繁忙なことや人員不足等が見受けられ、細かな事柄についての対応まで手が回らないような状況は続いていると感じております。 そのような状況において、道路陥没等を原因とする事故等の発生が散見されており、地域の守り手として、下記の事項を要望します。 (1) 地域の安全を確保するために、道路や河川の異常を早期に発見し、迅速な対応に繋げる為、道路や河川のパトロール業務などアウトソーシングが可能な業務について、地域を熟知した地域維持型 JV 業務に委託することを提案します。 (2) また、パトロール等により発見された危険箇所を速やかに対処するためには、予算の確保が必要と思われますので、県単独公共事業費の増額確保を要望します。
[県]	(1) 道路パトロールについては、建設事務所職員により管理道路全線を週1回の頻度でパトロールを行っております。しかし、職員による道路パトロールの負担も大きい為、今年度から道路パトロール支援システムを本格運用するなど、道路パトロールのあり方について検討を進めているところです。ご提案いただいた地域維持型 JV も含め、外部に委託する場合のメリットデメリットや予算を踏まえ、引き続き検討を進めてまいります。 (2) パトロールにより発見された危険箇所（舗装穴、支障枝など）は、その場で対応可能なものは職員が直接対応しコストを抑えつつ、抜本的な修繕が必要な箇所は、優先順位をつけて維持 JV 等へ対応を依頼しております。今後も必要な予算の確保に努めてまいります。

5 交通誘導員の計上について

[協会]	交通誘導員につきましては、契約後の地元や関係機関との協議等により、配置人員や期間が変更となる場合、工程に影響が出たり、受注者の負担増となるなどの事例があることから、交通誘導員の契約につきましては、発注者との直接契約とするなど、受注者の負担増とならない様、ご検討をお願いします。 また、官庁における法定休日は日曜日のみのため、設計労務単価は土曜日・祝日は「平日」に区分されておりますが、警備会社との土日祝日の契約単価は「休日割増」が適用されております。災害復旧等の緊急的な工事では、やむを得ず施工する現場、また休工中でも安全対策上で交通誘導員を配置せざるを得ない現場における土曜日・祝日の設計労務単価につきましても「休日割増」を適用して頂きます様、国への要望をお願いします。 さらに、早出・残業など時間外勤務となった際も警備会社からは割増請求されることから、時間外勤務の割増についてもご検討をお願いします。
[県]	休日作業の労務単価は国土交通省の積算基準書に則っていますが、法定休日のみ休日割増を行うこととなっております。実際は土曜日・祝日も休日割増単価で請求されているという実情をお聞きしているため、国交省へ見解を再確認したところ、「交通誘導警備において現場閉所日に配置が必要な工事であっても、同一の警備員を配置する義務は課していないことから法定外休日の労働を前提とする積算は通常行わない」との回答をいただいております。また、「法定外休日については公共工事設計労務単価について考慮されている」とのことです。また、他県の状況を確認したところ、土曜日・祝日の休日割増を計上している県はありませんでした。実情に即した割増が計上できるよう、あらゆる機会を捉えて国へ要望してまいります。 所定労働時間（8 時間）＋休息时间（1 時間）を超える場合は時間外割増（基準額×割増対象賃金費×1.25）を加算できますので、発注者に協議してください。
【協会】	警備会社の請求単価が高騰しており、それが設計労務単価内に入りきらないのが実態で乖離が発生しています。交通誘導員の人員確保が難しいという課題もあり、特に 24 時間体制で警備が必要な工事の場合など、企業にとって非常に大きな負担となっております。 また、労務費だけでなく現場代理人による契約調整などがあることから現場管理費や一般管理費も多く発生しているため、受注者側が赤字になることがないよう、併せて国への働きかけをお願いします。
【県】	国へは検討会などで提案し、課題があることは伝えていますが、まだ進んでいないのが実情ですので、引き続き、国へ提案してまいります。

6 総合評価落札方式における評価項目等の見直しについて

[協会]	工事成績の加点につきまして、前回要望しました、「土木一式」工事においては土木工事の成績評定点のみを採用することについて、早速見直しを行っていただきましたことに感謝申し上げます。 引き続き、課題となっている下記事項に見直しの検討を要望します。 (1) 技術者要件について、個人の実績から企業の実績を重視するよう見直しを要望します。技術者要件により、技術者を特定の技術や現場に釘付けてしまっております。また、ICT 活用は企業として取り組んでおり、技術者個人に対する評価はなじまないのではないかと考えます。受注した工事は、企業が責任を持って遂行します。資格を有する若手技術者がもっと自由に活躍できる制度となるよう見直しをお願いします。 (2) 地域貢献等簡易型を採用した入札方式では、長野県発注工事の手持ち工事量により、評価点が減点される方式となっております。 手持ち工事量の減点により、受注業者の偏りが散見されることから、現地機関毎に受注状況などを勘案し、一定規模以上の発注工事は減点の対象としない入札方式での発注や、通常の受注希望型競争入札にさせていただき、バランスの良い発注方式にさせていただくことを要望します。 (3) 工期が長期間となる、また、複数の技術者を配置する大型工事の受注が工事实績加点において不利とならない様、制度改善を要望します。工期が数年に渡る工事の技術者は、工事成績評定点や ICT 工事实績の期間が切れてしまう場合があります。また、大型工事では長期間に渡り複数の技術者を配置しているので、主任技術者以外の技術者についても実績として評価することを要望します。
[県]	(1) 質の高い技術者配置に対する評価は一程度必要と考えますが、ICT 活用についての技術者評価は適切ではないというご意見も多いことから見直しを検討しており、引き続き協会の皆様と意見交換しながらよりよい制度となるよう努めてまいります。 (2) 現在、一定規模（6 千万円）以上の工事は手持ち工事の減点の適用対象外として運用していることから、しばらく落札状況を注視してまいります。 (3) 長期間、大型工事における実績点に関して不利となる点は課題と認識しておりますので、適切かつ公平な対応方法について、引き続き協会の皆様と意見交換しながら検討してまいります。 主任技術者以外の技術者の実績については、技術者不足への対応や若手・女性技術者の実績確保のため、監理技術者の専任特例 2 号による監理

	技術者補佐や、資格を有する現場代理人の実績を認められないか検討しており、協会の皆様のご意見をお聞きしながら見直しを進めてまいります。 また、現在大規模工事に関しては複数人配置による加点項目を設けておりますが、実際の発注案件が少ない実情があることから、発注機関側で設定可能な案件を発注できるよう取り扱いの見直しを検討してまいります。
【協会】	手持ち業務量による減点の前に、地域によって総合評価方式と受注希望型競争入札の発注バランスが偏っているように感じております。特に総合評価方式が多い印象があることから、全ての地域業者が同じ土俵に乗れるよう、受注希望型とのバランスを重視した発注の検討をお願いします。
【県】	県としても全て総合評価方式とすることが良いとは考えておりません。ご指摘のとおり、発注機関によって採用方式にばらつきがあることは認識しておりますので、極端な偏りがある発注機関には、受注機会の確保という観点で受注希望型の競争入札の必要性や、発注方式の選択状況を発注機関と共有し、過度な偏りが生じないようバランスの取れた入札方式とするよう周知してまいります。
【協会】	国では、ワークライフバランスを重視した企業について総合評価の加点項目にしようとする動きがありますが、協会側として総合評価は品質に関係ある項目について評価すべきであると考えております。業者側の負担増加になるような評価項目は避けていただくようお願いします。
【県】	ご指摘のとおり、総合評価は品質確保と受注機会の確保が最大の目的であるため、県としても現状でこれらの関連性が薄い項目を加えることは想定しておりません。引き続き、協会の皆様と意見交換しながら、適切な評価項目の設定に努めてまいります。

7 盛土規制法の規制区域指定にかかる県発注工事について

[協会]	長野県では令和 7 年 5 月 26 日に盛土規制法の規制区域を指定し、同法に基づく規制を開始しました。 この法律は、盛土等による災害から国民・身体を守る観点で、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する制度であり、建設業に従事する私どももその重要性を十分認識しております。 一方で、現状でも多くの現場で残土処分場がなかなかスムーズに確保ができない中、県下全域が規制区域の指定がかかるため、今後は確保した後も許可まで工事着手ができないこと、あるいはその場所が許可にならないという事態が生じること等が懸念されます。 区域指定後における県発注工事については、「原則として、発注段階において搬出先を盛土規制法の許可等を受けている適正な搬出先であることをあらかじめ確認し、指定する」とのご説明を昨年度長野県からいただいております。 5 月 26 日の指定から約半年経過した現段階で大きな問題等の情報はありますが、工事の発注にあたっては、この方針を徹底していただき、契約後にスムーズな工事着手ができるようお願いします。 また、建設事務所毎に県営のストックヤードあるいは残土処分用地を確保し、県発注工事の発生する残土処分指定地としていただくよう要望します。
[県]	工事発注にあたっては、建設発生土の適切な利用・処理を実施するため、仮置場や残土処理場等を指定し、搬出先を現場説明事項・施工条件明示事項に明記するとともに、建設発生土の運搬や処理等に必要な費用を計上するなど、建設発生土の搬出先の明確化を実施してきたところです。 また、盛土規制法の適用が本年 5 月 26 日に開始されたことに伴い、発注段階において、搬出先の許可・届出等の状況を確認し、その状況を現場説明事項・施工条件明示事項に明記することとしており、発注機関には通知等の発出や、各種会議での説明を行い、周知を図っています。 スムーズな工事着手が可能となるよう、引き続き、指定利用や盛土規制法に係る条件明示を徹底してまいります。 建設発生土の受入地等の確保については、「長野県建設発生土受入地地域連絡会（建設事務所、市町村、建設業協会支部、砕石工業組合・砂利砕石業協会支部）」により、工事間での土量情報の共有や受入地などの情報提供により、受入地等の確保に向け取り組んでいるところです。 また、各工事における建設発生土の搬入出情報が集約される公共工事土量調査などを活用し、工事間利用の調整にも取り組んでいます。 県営のストックヤードの確保については、他県の事例等を収集しているところです。 引き続き、受入地等の確保に向け、連絡会の皆様とも連携しながら取組

	んでまいりますので、受注者の皆様におかれましても受入地等の確保に向けたご提案や情報提供など協力をお願いします。
【協会】	県発注工事における建設発生土の処分地指定については、大きな問題は発生しないと予想されますが、民間の建築工事や市町村発注の工事においては、許可手続き等で問題が発生する懸念があります。県としても、これらの問題を防ぐため、市町村への指導の徹底をお願いします。
【県】	市町村などに対しても、機会を捉えて周知をしてまいります。

8 積算基準の見直しについて

[協会]	(1) 熱中症対策につきましては、現場管理費の補正や対策委費用の計上を認めていただいておりますが、現場においては、作業員の安全確保のためにこまめな休憩をとるなど実作業時間が短くなり、日当たり施工量にも影響が及んでいる状況が見受けられます。 つきましては、熱中症対策期間の施工歩掛の設定、又は、実作業時間に応じた設計変更、熱中症対策の拡充及び工期の延長に伴う増加経費の計上などの対応をお願いいたします。 (2) 県、市町村公共土木工事につきましては、国土交通省の積算基準により発注されておりますが、同じ道路改良工事でも市町村道工事や県単の道路改良工事においては、規模が小さく現場の施工実態が標準の積算基準と乖離している場合が散見されます。 つきましては、小ロット工事の実態を反映した歩掛り策定の検討、国への働きかけをお願いいたします。
[県]	(1) 特に熱中症リスクの高い工種や場所については、施工時期に配慮した発注を行うよう努めており、フレックス工期の活用や、猛暑日による工期延長の請求があった場合には、柔軟に対応するようにしております。 施工歩掛については、国土交通省による施工実態調査などから、国が体系的に決定し、全国一律の基準として用いられておりますので、県としても、施工歩掛の改善について、あらゆる機会を捉えて国へ要望してまいります。 小規模補修工事については、請求方式となりますので、適切な休憩時間の確保の確保に伴う人工の割増については、実績に応じた請求をお願いいたします。 (2) 国土交通省の標準歩掛は施工合理化調査などの実態を踏まえ、標準的な施工歩掛を設定しており、県の発注工事につきましても、この歩掛を準用しております。県独自で歩掛を設定するほどのサンプル数がないため、国の基準を準用しておりますが、各工種において適用範囲外となる場合には、別途積算することとしています。 小規模な改良工事の施工実態が標準の積算基準と乖離しているという、具体的な数値根拠をご提示いただいたうえで、機会を捉えて国へも実情をお伝えしてまいります。
【協会】	国の方では平成 30 年頃以来、改定が進んでいないと思われます。今後、実態に合わせた歩掛かり設定となるよう、引き続き、国の方に働きかけをお願いします。

(3) 各分科会からの報告（分科会資料参照）

【報告事項についての意見】

資料 No. 1 技術力の確保・向上 分科会

（協会）県の職員が積極的に講習会などを開催している姿勢は「素晴らしい」と感じています。特に、県が実施した「親子現場見学会」においては、40名の定員に対し約250名の応募があったという実績を基に、親世代に建設産業を理解してもらうことは非常に重要であるため、協会としても、県の事例を参考にしながら同じような企画を検討していきたいと考えております。

(4) 建設業協会からの報告事項（建設業協会資料）

(5) その他

特になし

6 講評（東日本建設業保証株式会社 荒井支店長）

・建設業の財務統計指標（長野県）の状況について

以 上